

総務常任委員会会議録

目 次

【開 会】	3
議案第 13 号 矢板市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について	3
議案第 14 号 矢板市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	4
陳情第 21 号 矢板市公有資産活用推進条例の制定に係る提言―意義・必要性・期待される成果―	4
陳情第 22 号 矢板市の面的都市核で計画的に形成すべき都市機能等についての提言―駅中心型都市に代わる令和時代の都市経営モデル―	5
陳情第 23 号 令和時代の新庁舎整備等の正しい政策形成プロセスについての提言	7
陳情第 28 号 矢板市役所を「行動型市役所」へ転換する提言書 デスクワークからフットワークへ、市民の現場から始まる市政へ	8
陳情第 29 号 市民一人ひとりが安心して豊かに暮らせるデジタル社会づくりに向けた提言DXからDCXへ、地域価値を共創するデジタル都市経営戦略	9
陳情第 31 号 矢板市議会改革に関する政策提言書 実施可能性と合意形成を重視した段階的改革プラン	10
陳情第 32 号 矢板市議会基本条例を機能させるための構造改革提言書―政策形成機能の強化と市民に開かれた議会運営に向けて―	11
陳情第 33 号 矢板市議会の通年議会を本当に機能させるための提言―市民の・議会・行政の協働による年間運営改革の提案―	11
陳情第 34 号 矢板市議会政策形成機能強化提言―通年議会を「一年を通じた政策形成システム」へ―	13
陳情第 35 号 二代表制を実行化する「政策形成型議会」への転換に関する政策提言―監視・政策形成・予算・成果評価をつなぐ議会改革ロードマップ―	14
【延 会】	15
【再 開】	15
陳情第 27 号 “議会傍聴アンケート回答作成Q&A”の見直し及び市民意見の反映に関する陳情	15
委員長報告	17
閉 会	17

1 日 時

令和8年9月10日（木）午後2時46分～午後3時28分

令和8年9月11日（金）午前9時59分～午前10時09分

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員（7名）

委員長 石 塚 政 行

副委員長 渡 邊 英 子

委 員 齋 藤 典 子 宮 本 莊 山 関 由 紀 夫

佐 貫 薫 石 井 侑 男

4 欠席委員 なし

5 説明員（6名）

(1) 総合政策部（1人）

①総合政策部長 村上治良

(2) 総合政策課（1人）

①総合政策課長 星宮良行

(3) 秘書広報課（1人）

①秘書広報課長 清水ゆう子

(4) 総務人事課（2人）

①総務人事課長 加藤清美

②行 政 担 当 吉田佐江子

(5) 財政課（1人）

①財 政 課 長 矢板 洋

6 担当書記 橋本幸江 山下友太郎

7 付議事件

- 議案第 13 号 矢板市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 議案第 14 号 矢板市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 陳情第 21 号 矢板市公有資産活用推進条例の制定に係る提言—意義・必要性・期待される成果—
- 陳情第 22 号 矢板市の面的都市核で計画的に形成すべき都市機能等についての提言—駅中心型都市に代わる令和時代の都市経営モデル—
- 陳情第 23 号 令和時代の新庁舎整備等の正しい政策形成プロセスについての提言
- 陳情第 27 号 “議会傍聴アンケート回答作成 Q & A” の見直し及び市民意見の反映に関する陳情
- 陳情第 28 号 矢板市役所を「行動型市役所」へ転換する提言書 デスクワークからフットワークへ、市民の現場から始まる市政へ
- 陳情第 29 号 市民一人ひとりが安心して豊かに暮らせるデジタル社会づくりに向けた提言 D X から D C X へ、 地域価値を共創するデジタル都市経営戦略
- 陳情第 31 号 矢板市議会改革に関する政策提言書実施可能性と合意形成を重視した段階的改革プラン
- 陳情第 32 号 矢板市議会基本条例を機能させるための構造改革提言書—政策形成機能の強化と市民に開かれた議会運営に向けて—
- 陳情第 33 号 矢板市議会の通年議会を本当に機能させるための提言—市民の・議会・行政の協働による年間運営改革の提案—
- 陳情第 34 号 矢板市議会政策形成機能強化提言—通年議会を「一年を通じた政策形成システム」へ—
- 陳情第 35 号 二元代表制を実行化する「政策形成型議会」への転換に関する政策提言—監視・政策形成・予算・成果評価をつなぐ議会改革ロードマップ—

8 会議の経過及び結果

【開 会】

○委員長（石塚政行） ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しているから、会議は成立している。

ただいまから、総務常任委員会を開会する。 (14:46)

○委員長 この委員会に付託されました案件は、議案第13号、議案第14号、陳情第21号から陳情第23号まで、陳情第27号から陳情第29号まで及び陳情第31号から陳情第35号までの13件である。

議案第13号 矢板市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

○委員長 提案者の説明を求める。

○総務人事課長（加藤清美）

（「議案書」の9～12ページにより説明）

○委員長 質疑はあるか。

（質疑なし）

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

（討論なし）

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第13号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

（異議なし）

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第13号は、原案のとおり可決された。

議案第 14 号 矢板市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

○委員長 次に、議案第 14 号を議題とする。

○委員長 提案者の説明を求める。

○税務課長

（「議案書」の 13～16 ページにより説明）

○委員長 質疑はあるか。

（質疑なし）

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

（討論なし）

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 14 号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

（異議なし）

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第 14 号は、原案のとおり可決された。

陳情第 21 号 矢板市公有資産活用推進条例の制定に係る提言一意義・必要性・期待される成果—

○委員長 次に、陳情第 21 号を議題とする。

陳情文書の朗読を省略して、さっそく審査に入る。

自由討議により委員の皆様の御意見を伺いたい。意見はあるか。

○齋藤委員 公有資産を適切に活用していくことは重要だが、行政の施策停滞を招く恐れがあり、新たな条例を制定することが本当に必要なのかと思うので、不採択でお願いしたい。

○宮本委員 市長をはじめ、一生懸命やっている執行部を最初から批判している内容なので、疑問を多く感じている。この陳情に関しては、不採択でお願いしたい。

○関委員 あまりにも専門性が高いということで、私は不採択。

○佐貫委員 陳情の提出要件だが、これまでも一陳情一案件で陳情者の方をお願いしてきた経緯があるが、その観点から言うところの陳情は内容が相当多岐に渡っているので、手続き論的に採択ということにはならない。提言としては受け入れるが、陳情として採択するのはまた別問題である。

○石井委員 矢板市ですぐ活用できる資産はほぼないと思っているので、条例を作ってもあまり有効活用できないと思う。

○委員長 それではこれにて自由討議を終わりにしたいと思う。

○委員長 暫時休憩する。 (14:55)

○委員長 会議を再開する。 (14:55)

これより起立により採決する。陳情第21号を不採決とすることに賛成する委員の起立を求める。

(起立全員)

○委員長 起立全員である。

したがって、陳情第21号は不採択とすることに決定した。

陳情第22号 矢板市の面的都市核で計画的に形成すべき都市機能等についての提言— 駅中心型都市に代わる令和時代の都市経営モデル—

○委員長 次に、陳情第22号を議題とする。

陳情文書の朗読を省略して、さっそく審査に入る。

自由討議により委員の皆様の御意見を伺いたい。意見はあるか。

○石井委員 これもどちらかと言えば、近未来の構想についての意見だと思うが、矢板で近未来においても都市形成を計画するような機能が生まれるかどうか非常に不透明な中で、条例まで制定する必要はないと思うので、不採択でお願いします。

○佐貫委員 提言としては受け取るが、本陳情は内容が相当多岐に渡っているので、不採択でお願いします。

○関委員 あまりにも壮大な計画で、実行性に乏しいので、不採択でお願いします。

○宮本委員 事業の執行体制の観点から考えると、陳情の内容を取り込もうとした場合、執行している事業の中で混乱や様々なリスクが伴ってくると思われるので、不採択という考えを持っている。

○斎藤委員 都市機能を計画的に形成していくという趣旨は重要だと思うが、提言にある専門家のチームを4名にすることや、総務省アドバイザーとの意見交換会等財源や人員を考慮すると、さらに検討する必要がある。将来の矢板市を考えることも大切だが、いきなり大きな組織や仕組みを作るのではなく、現在の課題を検討することが先だと思うので、不採択でお願いします。

○副委員長 中身があまりにも壮大で、陳情としては受け入れられない。

○委員長 それではこれにて自由討議を終わりにしたいと思う。

○委員長 暫時休憩する。 (14:59)

○委員長 会議を再開する。 (14:59)

これより起立により採決する。陳情第22号を不採決とすることに賛成する委員の起立を求める。

(起立全員)

○委員長 起立全員である。

したがって、陳情第22号は不採択とすることに決定した。

陳情第 23 号 令和時代の新庁舎整備等の正しい政策形成プロセスについての提言

○委員長 次に、陳情第 23 号を議題とする。

陳情文書の朗読を省略して、さっそく審査に入る。

自由討議により委員の皆様の御意見を伺いたい。意見はあるか。

○齋藤委員 今の段階では、陳情の内容についてすぐに実施することは難しい。

○宮本委員 新庁舎整備について、今までやってきたものを差し戻すようなやり方は、やるべきではない。

○関委員 庁舎整備基本構想案は、すでに決定し、それに基づいて執行部が動いている。

○佐貫委員 提言としては受け取るが、本陳情は内容が相当多岐に渡っているので、不採択でお願いします。

○石井委員 新庁舎整備の問題は、数年に渡って庁内で揉んでいる案件なので、今さらゼロからというわけにはいかないと思う。

○委員長 それではこれにて自由討議を終わりにしたいと思う。

○委員長 暫時休憩する。 (15 : 02)

○委員長 会議を再開する。 (15 : 02)

これより起立により採決する。陳情第 23 号を不採決とすることに賛成する委員の起立を求める。

(起立全員)

○委員長 起立全員である。

したがって、陳情第 23 号は不採択とすることに決定した。

陳情第 28 号 矢板市役所を「行動型市役所」へ転換する提言書 デスクワークからフットワークへ、市民の現場から始まる市政へ

○委員長 次に、陳情第 28 号を議題とする。

陳情文書の朗読を省略して、さっそく審査に入る。

自由討議により委員の皆様の御意見を伺いたい。意見はあるか。

○齋藤委員 組織体制や職員配置の予算など、検証していかなければならない。

○宮本委員 陳情の内容が、停滞した事務執行など、強く執行部を批判しているという
ことで、私としては認めるわけにはいかないと思う。

○関委員 陳情の内容を実現するにはハードルが非常に高いという感じがする。

○佐貫委員 提言としては承るが、陳情としては内容が相当多岐に渡っているので、
不採択でお願いします。

○石井委員 提言としては納得できる部分もあるが、陳情として採択するには問題が
あると思う。

○委員長 それではこれにて自由討議を終わりにしたいと思う。

○委員長 暫時休憩する。 (15 : 06)

○委員長 会議を再開する。 (15 : 06)

これより起立により採決する。陳情第 28 号を不採決とすることに賛成する委員の
起立を求める。

(起立全員)

○委員長 起立全員である。

したがって、陳情第 28 号は不採択とすることに決定した。

陳情第 29 号 市民一人ひとりが安心して豊かに暮らせるデジタル社会づくりに向けた提言 D X から D C X へ、地域価値を共創するデジタル都市経営戦略

○委員長 次に、陳情第 29 号を議題とする。

陳情文書の朗読を省略して、さっそく審査に入る。

自由討議により委員の皆様の御意見を伺いたい。意見はあるか。

○石井委員 自分としては、デジタル化しなくても、豊かに暮らしていける自信があるので、提言を受け入れるまでの必要はないと思っている。

○佐貫委員 提言としては承るが、陳情としては内容が相当多岐に渡っているので、不採択でお願いする。

○関委員 市のデジタル戦略との整合性が考慮されていない。

○宮本委員 議会の内部討議や意見に対する、提言者からの誘導や支持のような文言が含まれているのはまずいので、賛成というわけにはいかない。

○齋藤委員 市民一人一人が安心して暮らせるデジタル社会を目指すという趣旨には賛同するが、デジタル化が目的ではなく、デジタルを使えない人が取り残されないように、矢板市は素晴らしい行政サービスを提供している。

○副委員長 個人の意見に終始しており、矢板市の現状を考慮していない。

○委員長 それではこれにて自由討議を終わりにしたいと思う。

○委員長 暫時休憩する。 (1 5 : 1 0)

○委員長 会議を再開する。 (1 5 : 1 0)

これより起立により採決する。陳情第 29 号を不採決とすることに賛成する委員の起立を求める。

(起立全員)

○委員長 起立全員である。

したがって、陳情第 29 号は不採択とすることに決定した。

陳情第 31 号 矢板市議会改革に関する政策提言書 実施可能性と合意形成を重視した段階的改革プラン

○委員長 次に、陳情第 31 号を議題とする。

陳情文書の朗読を省略して、さっそく審査に入る。

自由討議により委員の皆様の御意見を伺いたい。意見はあるか。

○齋藤委員 提言の内容だが、色々な面で新たに検討していかななくてはならない。

○宮本委員 今の市議会の状況を見ると、しっかりと改革がされてきており、他自治体からの行政視察も数多く見受けられる。そのような中で、これまでの市議会の取組に対し、批判的な部分があるので、私としてはどうしても納得できない。

○関委員 一市民からの陳情をそのまま採択して議会自らの内部規則や慣行を改める強制力を持つには、議員間の自発的な合意プロセスが必要になる可能性がある。

○佐貫委員 議会改革に対する御意見はありがたいが、矢板市議会の取組が陳情者に全然伝わっていないと思った。陳情としては不採択だが、心新たにこれからも議会改革を進めていかないといけない。

○石井委員 矢板市議会の議会改革度は県内でも進んでいる認識があるので、採択するまでもなく、我々のペースで進んでいけば良いと思う。

○委員長 それではこれにて自由討議を終わりにしたいと思う。

○委員長 暫時休憩する。 (15 : 14)

○委員長 会議を再開する。 (15 : 14)

これより起立により採決する。陳情第 31 号を不採決とすることに賛成する委員の起立を求める。

(起立全員)

○委員長 起立全員である。

したがって、陳情第 31 号は不採択とすることに決定した。

陳情第 32 号 矢板市議会基本条例を機能させるための構造改革提言書—政策形成機能の強化と市民に開かれた議会運営に向けて—

○委員長 次に、陳情第 32 号を議題とする。

陳情文書の朗読を省略して、さっそく審査に入る。

自由討議により委員の皆様の御意見を伺いたい。意見はあるか。

○石井委員 矢板市は基本条例の制定は県内でも早い方であったが、提言の内容を実施しなくても、十分機能していると思っている。

○佐貫委員 議会改革に対する御意見はありがたいが、矢板市議会の取組が陳情者に全然伝わっていないと思った。

○関委員 私も矢板市議会は十分に機能していると思っている。

○宮本委員 今から改まって新しく取り組むのではなく、今の状況を踏まえたうえで改革を進めていけば良いと思っている。

○齋藤委員 すでに開かれた議会として取組を進めている。

○委員長 それではこれにて自由討議を終わりにしたいと思う。

○委員長 暫時休憩する。 (15 : 16)

○委員長 会議を再開する。 (15 : 16)

これより起立により採決する。陳情第 32 号を不採決とすることに賛成する委員の起立を求める。

(起立全員)

○委員長 起立全員である。

したがって、陳情第 32 号は不採択とすることに決定した。

陳情第 33 号 矢板市議会の通年議会を本当に機能させるための提言—市民の・議会・行政の協働による年間運営改革の提案—

○委員長 次に、陳情第 33 号を議題とする。

陳情文書の朗読を省略して、さっそく審査に入る。

自由討議により委員の皆様の御意見を伺いたい。意見はあるか。

○齋藤委員 通年議会をより充実させ、市民の声を議会活動に反映していくことは重要だと思うが、市議会としては市民や各種団体との意見交換を実施し、市民の声を聴く機会は設けており、必要に応じて行政とも連携を図っている。陳情のように、運用を一律に定めることについては、費用や人員等検討しなければならないので、そのまま導入することは難しいと思う。

○宮本委員 私は、矢板市議会がしっかりと議会改革に取り組んできたと思っている。そのような中で、陳情では先進自治体の成功モデルを並べているが、それがそのまま矢板市でも適用ということにはならないと思う。

○関委員 今年度、各種団体や市民との意見交換会をすでに実施している。

○佐貫委員 議会改革に対する御意見はありがたいが、矢板市議会の取組が陳情者に全然伝わっていないと思った。

○石井委員 通年議会は皆さん御存じのように、矢板市では数年前から実施しており、十分その機能は発揮されていると思う。

○委員長 それではこれにて自由討議を終わりにしたいと思う。

○委員長 暫時休憩する。 (15 : 20)

○委員長 会議を再開する。 (15 : 20)

これより起立により採決する。陳情第33号を不採決とすることに賛成する委員の起立を求める。

(起立全員)

○委員長 起立全員である。

したがって、陳情第33号は不採択とすることに決定した。

陳情第 34 号 矢板市議会政策形成機能強化提言―通年議会を「一年を通じた政策形成システム」へ―

○委員長 次に、陳情第 34 号を議題とする。

陳情文書の朗読を省略して、さっそく審査に入る。

自由討議により委員の皆様の御意見を伺いたい。意見はあるか。

○石井委員 政策形成機能強化は、議会としてではなくても、議員自身が一般質問等でやるべきことで、提言のようなシステムの導入をする必要はないと思っている。

○佐貫委員 通年議会に対する御意見はありがたいが、矢板市議会の取組が陳情者に全然伝わっていないと思った。

○関委員 通年議会の機能は十分に機能している。

○宮本委員 議会運営についての強い批判があり、提案の枠を超えているような感じがある。

○齋藤委員 何をもって機能していないのか不明確であり、現在行っている取組みを検証しながら、必要に応じて改善していくことが現実的である。

○副委員長 全体的に議会に対して終始批判しており、陳情としては受け入れるわけにはいかない。

○委員長 それではこれにて自由討議を終わりにしたいと思う。

○委員長 暫時休憩する。 (15 : 24)

○委員長 会議を再開する。 (15 : 24)

これより起立により採決する。陳情第 34 号を不採決とすることに賛成する委員の起立を求める。

(起立全員)

○委員長 起立全員である。

したがって、陳情第 34 号は不採択とすることに決定した。

**陳情第 35 号 二代表制を実行化する「政策形成型議会」への転換に関する政策提言―
監視・政策形成・予算・成果評価をつなぐ議会改革ロードマップ―**

○委員長 次に、陳情第 35 号を議題とする。

陳情文書の朗読を省略して、さっそく審査に入る。

自由討議により委員の皆様の御意見を伺いたい。意見はあるか。

○齋藤委員 趣旨は理解できるが、しっかりと議会として取り組んでいるので、採択する必要はないと思う。

○宮本委員 私は、今の議会を見る限り、矢板市の現状を踏まえながら、各議員が地元等の声をしっかりと拾いながら活動をしなが、改革を進めていると思っている。

○関委員 各種団体と意見交換を実施しているので、議会としての役割は十分に果たしている。

○佐貫委員 さらなる進化へということで御期待いただいているとは思いますが、提言としては承るが、陳情としては内容が相当多岐に渡っているので、不採択でお願いします。

○石井委員 提言としては理解できるが、陳情としては受け入れられない。

○委員長 それではこれにて自由討議を終わりにしたいと思う。

○委員長 暫時休憩する。 (15 : 27)

○委員長 会議を再開する。 (15 : 27)

これより起立により採決する。陳情第 35 号を不採決とすることに賛成する委員の起立を求める。

(起立全員)

○委員長 起立全員である。

したがって、陳情第 35 号は不採択とすることに決定した。

【延 会】

○委員長 陳情第 27 号の審査については、陳情の提出者から傍聴の希望があったので、本日の会議はこの程度で止め、延会としたいが、これに異議はないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、本日の会議はこれで延会とする。

明日、9 月 11 日は引き続き会議を開くので、午前 10 時までに参集とする。

(15 : 28)

【再 開】

○委員長 (石塚政行) ただいまの出席委員は 7 名で、定足数に達しているから、会議は成立している。

ただいまから、総務常任委員会を再開する。

(9 : 59)

陳情第 27 号 “議会傍聴アンケート回答作成 Q & A” の見直し及び市民意見の反映に関する陳情

○委員長 はじめに、陳情第 27 号を議題とする。

陳情文書の朗読を省略して、さっそく審査に入る。

自由討議により委員の皆様の御意見を伺いたい。意見はあるか。

○齋藤委員 市民の皆さまから寄せられた意見を真摯に受け止め、議会活動に活かし

ていくことは重要だと思う。しかし、アンケートの回答や市民の意見の取扱いについては、内容がそれぞれ異なるため、一律制度化するのではなく、内容に応じて議会として判断することが必要だと思う。よって、陳情の趣旨は理解するが、内容を制度化する必要まではない。

○宮本委員 陳情の中で、議会に足を運んだ市民が寄せる問題提起や意見が実質的に形式的な対応として処理されていて、市民の参画意識や議会に対する信頼を大きく損なうものとあるが、私はこれと同じようにとらえることはできず、議会活動はしっかりと市民の皆さんに向かって反映していると思っている。

○関委員 陳情の内容は極めて明確かつ具体的ではあるが、今年度も議会報告会運営委員会が市民との意見交換会について3回開催を予定している。

○佐貫委員 市民の皆さんから寄せられた意見に対して、よりわかりやすく丁寧に返答するという趣旨には理解するところであるが、そもそも傍聴アンケートは議会運営の改善に活かすためのものであって、寄せられたすべての意見に対して個別に回答や公式見解を述べるというものではない。

○石井委員 矢板市の議会事務局は、局長以下4名で運営しており、非常に少ない人員で執行している。先ほども出たが、矢板の場合は広報広聴委員会で検討して、その結果をホームページに掲載しているので、言われるようなことはすでに実施していると私自身は理解している。さらに言えば、具体的に当局に提言や要望をするにあたり、市民との意見交換会のほかにも、市政への御意見という制度もあるので、議会としての機能は十分に果たしていると私は理解している。

○副委員長 私も皆さんと同じような意見になるが、市民からいただいた意見は、議員一人一人大切に受け止めてはいるが、傍聴アンケートの本来の目的が何なのかということを御理解いただきたい。

○宮本委員 本来であれば、議会自身が主体性を持って取り組んでいかないとはいけない。

○委員長 それではこれにて自由討議を終わりにしたいと思う。

○委員長 暫時休憩する。 (10 : 08)

○委員長 会議を再開する。 (10 : 08)

これより起立により採決する。陳情第 27 号を不採決とすることに賛成する委員の起立を求める。

(起立全員)

○委員長 起立全員である。

したがって、陳情第 27 号は不採択とすることに決定した。

委員長報告

○委員長 以上で、この委員会に審査を付託された案件は全て終了した。

委員長報告については、私に一任願えるか。

(異議なし)

○委員長 それでは、私に御一任願う。

閉 会

○委員長 これで総務常任委員会を閉会する。 (10 : 09)

矢板市議会委員会条例第 25 条の規定により署名する。

令和 年 月 日

総務常任委員会委員長